

久留米市 中央学校給食センター(仮称)整備事業  
実施方針に関する質問・意見に対する回答

平成20年4月1日

久 留 米 市

この回答は、平成20年2月18日(月)から3月14日(金)までの間で受け付けた実施方針に関する質問・意見に対する回答を公表するものです。  
合計で77件のご質問・ご意見でした。  
回答作成に当たり、質問の順序については編集しておりますので、質問者毎の並びにはなっておりません。

No	該当箇所						内 容	回 答
	資料名	頁	大	中	小	他		
1	実施方針	1	第1	1	4)		「正しい食習慣の形成に資するような食器類」となっていますが、今後公表される要求水準等で具体的に仕様、枚数及び更新の考え方をご提示いただけたらと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)で示します。
2	実施方針	1	第1	1	4)		「正しい食習慣の形成に資するような食器類」となっていますが、市は、現在どのような食器を想定しているかご教示願います。	要求水準書(案)で示します。
3	実施方針	1	第1	1	4)		正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入とは、具体的にどのような食器をイメージされていますでしょうか。ご教授願います。	要求水準書(案)で示します。
4	実施方針	1	第1	1	4)		望ましい食環境の整備に努める。とありますが、食器類の導入などでどのような食環境整備を求められていますでしょうか。ご教授願います。	要求水準書(案)で示します。
5	実施方針	2	第1	1	4)		環境負荷の低減で生ごみの減量化・再資源化の対応として肥料化する方法がありますが提供先として学校・一般市民など供給先へのルートはありますか。また減量化の目標数値等がありますか。	学校・市民等への供給ルートは現状ではありません。減量化の目標数値等は想定していません。
6	実施方針	2	第1	1	4)		食育に関する情報発信や地場農産物の活用のため、献立作成及び食材調達協議に、同席もしくは文書にて調理・運営業務を通じて提案できるフィードバックの提案を、市担当者の方へ伝えられる公式の場を設けられるようできませんか。	献立作成及び食材調達は市の業務範囲としますが、市は、食育支援等を期待しており、それらの提案は可能とします。
7	実施方針	2	第1	1	4)		食育の推進の中で地場農産物の積極的な活用とありますが食材の供給量(8000食への対応の可否)及び状態(泥付き等)をお示し願えませんでしょうか。また食育に関する情報発信の具体的な想定をご教授願います。	地場農産物の活用については、安定的な数量の確保等の課題はありますが、積極的に推進していくこととしております。泥付野菜は使用予定です。食育に関する情報発信については、要求水準書(案)で示す予定です。
8	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	施設整備業務として什器備品調達業務があり、1)に調理を行うに当たり必要な備品との記載がありますが、この什器備品に該当する調理用具の一部で消耗品の要素(耐用年数の短い用具)の物は、施設整備費としての計上ではなく運営業務費(調理業務費)の一部として考えてもよろしいでしょうか。	初期の調達については、施設整備費として計上して下さい。
9	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	施設整備業務として什器備品調達業務があり、1)に調理を行うに当たり必要な備品との記載がありますが、この什器備品に該当する調理用具を(3)運営業務で行う調理用具保守管理・更新業務を行うとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	施設整備業務として食器・食缶等 2調達業務とありますが、種類等の内訳をお示し願います。またトレーの使用想定はありますか。	要求水準書(案)で示します。トレーは使用予定です。
11	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	トレーの使用想定がなければ、ランチョンマットを想定されてはいかがでしょうか。食育的観点からも、食事の楽しさを考えても、生徒各自持参したお気に入りのランチョンマットを汚さないように使った食事というのも良いのではと考えます。またトレー使用の場合も、学校保管という考え方をされてはどうでしょうか。配送負担の軽減及び配送時間厳守への貢献にもなりますし、箸・スプーン等を持参し、トレーと一緒に食後すぐ各自洗えば愛着も湧きますし、最近では家庭でもなかなか洗い物をしない子供が多いので良い経験にもなるのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。

No	該当箇所						内 容	回 答
	資料名	頁	大	中	小	他		
12	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	施設整備業務として食器・食缶等 2調達業務とありますが、米飯が別途業者ということになっていますので米飯食缶の調達及び保守管理・更新業務は本事業に含まないとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	施設整備業務として配膳室整備業務とありますが、具体的にはどのような業務を想定されているのかお示し願います。また、現況図面をご提示願います。	要求水準書(案)で示します。
14	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	施設整備業務として開業準備業務とありますが、具体的にはどのような業務を想定されているのかお示し願います。	調理のリハーサル、各配送校における受け入れ体制の確認等を想定しています。詳細は要求水準書(案)で示します。
15	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	「交付金の申請支援含む」とありますが、何をどの程度行うのか、なるべく詳細をご提示願います。	交付金の申請に必要な図面の作成や積算の協力を想定しています。詳細は要求水準書(案)で示します。
16	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	施設整備業務に調理用具の調達は含まれるのでしょうか	含みます。
17	実施方針	2	第1	1	5)	(1)	配膳室整備業務とありますが、新たに設ける配膳室によって、既存学校に影響を与える場合は市の業務と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の意図が、既存学校の構造的な問題を指しているとするれば、その扱いについては要求水準書(案)で示します。
18	実施方針	3	第1	1	5)	(2)	市が行います大規模修繕と事業者が行います修繕・更新業務の定義をお教えてください。	要求水準書(案)で示します。
19	実施方針	3	第1	1	5)	(2)	調理設備保守管理業務のうちの更新業務とは、調理設備の一部を必要に応じて更新する業務と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	実施方針	3	第1	1	5)	(2)	貴市が行われる維持管理業務における大規模修繕の定義、内容をご教示願います。	No.18の回答をご参照下さい。
21	実施方針	3	第1	1	5)	(2)	維持管理業務として調理設備保守管理がありますが、この業務の中には調理設備で使用する薬剤・洗剤等の消耗品は含まないとの考えでよろしいでしょうか。また、本事業に含む場合は運営業務に費用を含む考えでよろしいでしょうか。ご教授願います。	運営業務に含みます。
22	実施方針	3	第1	1	5)	(2) (3)	維持管理業務・運営業務にかかる光熱水費等の負担に関する記載がありません。市のお考えをご教示願います。	配送車の燃料費については事業者の負担とし、それ以外の維持管理・運営業務に係る光熱水費等は市の負担とします。
23	実施方針	3	第1	1	5)	(3)	配膳室に係る運営業務について、給食運搬車から配膳室までの給食運搬業務及び配膳室から給食回収車までの容器等回収業務は、選定事業者の業務範囲でしょうか。	ご理解の通りです。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
24	実施方針	3	第1	1	5)	(3)	運営業務として給食回収業務で米飯・パンの残滓は選定事業者の事業範囲になっていますが、残滓量が極端に多い場合配送時にない物を収容するため、コンテナ積載容量に支障をきたす懸念があります。米飯・パン各1食あたりの残滓量を何グラムと想定されているのかお示し願います。	想定される残滓量は要求水準書(案)で示しますが、参考までに現在給食を実施している中学校(荒木中・筑邦西中)のH19年度の残滓率を示します。 米飯 約10.5% (1食あたり 精米量90g) パン 約9.9% (1食あたり小麦粉量90g)
25	実施方針	3	第1	1	5)	(3)	運営業務として残滓処理業務がありますが、残渣計量業務は含まれますか。また、含まれる場合に行う計量では、献立毎(食缶毎)計量なのか、学級毎(1学級分食缶内全ての残渣合計)なのか等、想定されている計量方法をご教授ねがいます。	要求水準書(案)で示します。
26	実施方針	3	第1	1	5)	(3)	運営業務として残滓処理業務がありますが、残渣処理業務に含まれるのは、残渣減容・脱水までなのか、生ゴミ堆肥化もしくは敷地外搬出最終処理までなのか、具体的内容及び業務範囲を明確にお示し願います。	事業者の業務範囲は、敷地外搬出最終処理までとします。具体的内容については、要求水準書(案)で示します。
27	実施方針	4	第1	1	6)		事業の概要に予算記載がありませんでしたが、予算の公表予定はありますか。また公表の際は各業務別内訳も公表願えませんかでしょうか。	予定価格は入札公告時に公表予定ですが、業務別の内訳は公表しません。
28	実施方針	4	第1	1	6)	(3) イ・ウ	物価変動とは、何の指標に基づきますでしょうか。	契約書(案)で示します。
29	実施方針	4	第1	1	6)	(3) イ・ウ	物価変動に基づく、年1回の見直しは 何月に実施するのですか。変更があった場合、事業契約書も締結し直すのですか。覚書とするのですか。	契約書(案)で示します。
30	実施方針	7	第1	2	2)		VFMの算出において、透明性の観点よりPSCの公表を望みます。また、資機材等の物価上昇が、昨年・今年とアップしている点も是非ご考慮願えますようお願いいたします。	PSCの公表は行いません。ご意見として承ります。
31	実施方針	7	第1	2	2)		市内に本社を置いているか久留米市内で営業活動を行っている各業者が、SPCの協力企業として構成員に入っているケースが地元の声により反映された、より良いPFI事業が出来ると確信しております。抛って、総合評価の定性的評価をするにあたり、施設整備・維持管理・運営・全ての事業において地元企業の参加企業件数を数値評価して頂き定量評価や実績だけが重視される評価をしないような点数配分をお願いします。	選定委員会で検討する落札者決定基準により、選定委員会が評価を行います。なお、地元企業の参加については、落札者決定基準の中で地域経済の活性化への提案等として評価を行っていく予定です。
32	実施方針	10	第2	3	10)		入札参加者に対する対面方式での質疑応答はいつ頃実施される予定でしょうか。また、各入札参加者個別で実施されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
33	実施方針	10	第2	3	10) 11)		入札参加者に対するヒアリングは、対面方式で実施されるのでしょうか、それとも書面方式で実施されるのでしょうか。また、対面方式で実施される場合は、入札参加者による提案内容に係るプレゼンテーションも伴うものになるのでしょうか。	入札公告時に示します。
34	実施方針	10	第2	3	11)		提案書の枚数制限は設けられますか。	提案書の枚数制限は設ける予定です。入札公告時に示します。
35	実施方針	11	第2	4	1)	ウ	構成員の定義について、例えば建設企業から業務を下請けし、かつSPCに出資するような設備企業等の場合は、分類上 構成企業と考えて宜しいでしょうか。	構成員はSPCから業務を直接受けることが条件となりますので、そのような場合は構成企業ではなく、出資者かつ下請企業と定義しますが、事業に参画することは可能です。

No	該当箇所						内 容	回 答
	資料名	頁	大	中	小	他		
36	実施方針	11	第2	4	1)	ウ	構成員のいずれも「SPCから直接業務の受託・請負をすること」とされていますが、他の構成員の再委託先としてSPCから間接に業務の受託・請負をすることもできるとしていただければ、久留米市内企業にはより参加しやすくなると思います。構成員をSPCから業務を受託・請負する者とし、SPCに対する出資の有無や割合で、代表企業及び構成企業、協力企業に分けられるといただけますでしょうか。	構成員を、「SPCから直接業務の受託・請負するもの」と定義することは、責任の明確化等の点から妥当であると認識しています。
37	実施方針	11	第2	4	1)	エ	主たる事務所(本店等)とは、支店や営業所も含まれるのでしょうか。	主たる事務所(本店等)とは、商業登記簿上の本店とします。
38	実施方針	11	第2	4	1) 2)	エ(3)	4 入札参加者の備えるべき参加資格要件 1)応募者の構成等(エ)項に構成員の内1者以上は必ず久留米市内に主たる事務所(本店等)を有することとなっている。又、(3)建設企業では1者以上のゼネコンが参画したSPCであること、うたわれているが地元建設企業への配慮は全くありません。我々は一市民としても今回のPFI事業に並々ならぬ関心を持っており、今後のこのようなプロジェクト工事はPFIの活用により為されるものが多くなるものとも拝察しております。そのような中、市民としても是非、組合員が参画してよりよいPFI事業が遂行できるようにSPCの構成員の一員として参画すべきだと考えております。しかし、そのような積極的でリスクも負担しようという市内建設事業者への配慮が記載されておりません。抛って、「建設企業には久留米市内に本社を有する建築業者2者以上を構成員とすること。」を追記することを是非配慮下さい。	地域経済の活性化及び地元企業の育成の観点から考慮します。
39	実施方針	12	第2	4	1)	キ	参加資格要件 第2 4 2) (4)を満たす運営企業該当者は市内にはおらず、全国レベルの企業しか該当しません。しかし、地元根付いた運営補佐が出来る企業は市内外にあります。これらの企業は第2 4 1) キの「第3者への委託または下請人を使用することが出来る。」を適用し、運営企業の一部業務補佐を下請けとして参画し実施することを認めてもらえますか。	運営業務について、事業の趣旨を踏まえ、適切にリスク分担が可能で長期に安定した事業の実施が可能であれば、第三者への委託を拒むものではありません。
40	実施方針	12	第2	4	1)	キ	協力企業の第三者委託は、可能と考えてよろしいでしょうか。	協力企業がSPCから受託した業務の一部を第三者に委託することは可能です。
41	実施方針	12	第2	4	2)		構成員の参加資格要件について、運営企業として構成員で参加した場合、「久留米市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること」との記載がありませんが、登録されていなくても良いのでしょうか。	ご理解の通りです。
42	実施方針	12	第2	4	2)		構成員の参加資格要件について、維持管理企業として構成員で参加した場合、市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていなくても良いのでしょうか。	ご理解の通りです。
43	実施方針	12	第2	4	2)		構成員の参加資格要件について、事業のマネジメントを行う企業として構成員で参加した場合、市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていなくても良いのでしょうか。	ご理解の通りです。
44	実施方針	12	第2	4	2)		前記の質問に関連して、競争入札参加有資格者名簿に登録が必要な場合、本事業に対応して登録する機会は設けていただけるのでしょうか。また、事業のマネジメントを行う企業として登録する際、市の競争入札参加資格業種一覧に該当する業種が無い可能性があります。その場合はどのように対応すればよいのでしょうか。	NO.43の回答をご参照下さい。

No	該当箇所						内 容	回 答
	資料名	頁	大	中	小	他		
45	実施方針	12	第2	4	2)	(1)	設計企業の参加資格要件に「過去10年(平成10年度以降)の間で、ドライシステムの給食施設の設計完了実績を有するものであること」とありますが、「ドライシステムの給食施設」とはドライシステムを導入している小学校・中学校の給食室や工場・会社の社員食堂等「特定かつ多数のために作られた食事を提供する施設」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	実施方針	12	第2	4	2)	(1)	設計企業の参加資格要件に「過去10年(平成10年度以降)の間で、ドライシステムの給食施設の設計完了実績を有するものであること」とありますが、平成10年度以降に基本設計のみ設計が完了しているものも実績に含まれると考えてよろしいでしょうか。	実施設計が完了しているものとします。
47	実施方針	12	第2	4	2)	(3)	建設企業において、電気・機械の資格要件は、特にないでしょうか。	ご理解の通りです。
48	実施方針	13	第2	4	2)	(3)工	建設企業の参加資格要件の中で「元請又はJVの幹事会社として完工した実績を有するものであること」とあります。いわゆる建設を業務範囲とするリース方式(賃貸借契約)で、既にリースを開始した物件については、この要件を満たすと判断しております。よろしいでしょうか？尚、工事の元請たる証明は建築確認申請書類があります。	主たる部分の施工を証明する書類が確認可能であれば要件を満たすものと判断します。
49	実施方針	13	第2	4	2)		維持管理業務における資格要件は必要ないでしょうか。	ご理解の通りです。
50	実施方針	16	第4	3	2)		2献立方式とありますが1献立の最大食数は何食でお考えでしょうか。調理設備能力選定のためにお願いします。	要求水準書(案)で示します。
51	実施方針	16	第4	3	3)		本施設の中に食育スペースとありますが、独立した部屋として設けるのかどうか、どのような用途を想定されているのか、またそのスペース使用対象者及び使用・収容人数は何名を想定されているかをお願いします。	要求水準書(案)で示します。
52	実施方針	16	第4	3	3)		配膳室整備が本事業で行うとありますが別途選定される業者の配送品の荷姿等(容器形状・大きさ等)により、それらを収納する設備類(牛乳保冷庫・米飯棚及びパン棚等)の仕様・容量が変わると考えられますので、収納設備類は別途選定業者の設置業務として頂けないでしょうか。また、その場合の配膳室に設置される収納設備類の保守管理業務は別途業者業務範囲、もしくは使用される市の業務範囲として頂けませんでしょうか。	収納設備類の調達・設置業務は事業者の事業範囲とします。収納設備類を含む配膳室の保守管理業務は市の業務範囲とします。なお、要求水準書(案)で、別途選定される業者の配送品の荷姿等(容器形状・大きさ等)を提示する予定です。
53	実施方針	16	第4	3	3)		本事業において整備する施設で配膳室が中学校12校になっていますが配送校は14校で荒木中と筑邦西中が記載されていません。配膳室があるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
54	実施方針	16	第4	3	3)		荒木中と筑邦西中に配膳室があるとの前提での質問ですが、2校とも同じ高さのプラットホームがありますでしょうか。全て新設であれば調理施設と各学校プラットホームの高さを同じ設定にでき、配送トラック荷台高さを同一に設定すれば、パワーゲートを必要としないでコンテナの積み降ろしが可能となりますので、給食配送時間短縮になりますし、配送車両調達費用も低減可能かと考えましたので、同じ高さかご教授願いませんか。	荒木中学と筑邦西中学のプラットホームの高さは異なります。また、他の12校についても、既存学校の1階の床高はそれぞれ異なるため、パワーゲートを全く利用しないことは難しいと考えます。配送校の諸条件については、要求水準書(案)で示します。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
55	実施方針	17	第4	3	4)	(1)	配送校の配膳室は増築でしょうか？空き教室等を改修するのでしょうか？要求水準書に反映していただきますようお願い致します。	要求水準書(案)で示します。
56	実施方針	17	第4	3	4)	(1)	特別支援学級の給食について、交流給食の有無等貴市のお考えをご教示願います。	要求水準書(案)で示します。
57	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	共通	法令変更	NO3	法令変更は民間事業者ではコントロールのできない部分だと思しますので、全て市側の負担として頂けないでしょうか。	リスク分担表に提示の通りのリスク分担とします。
58	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	共通	税制変更	NO6	税制変更は民間事業者ではコントロールのできない部分だと思しますので、全て市側の負担として頂けないでしょうか。	リスク分担表に提示の通りのリスク分担とします。
59	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	共通	許認可取得遅延	No8	「上記以外の事由による許認可の取得遅延」は選定事業者のリスク負担となっていますが、市の帰責事由以外で選定事業者の帰責事由によるもののみが選定事業者のリスク負担であると理解してよろしいでしょうか。	市の帰責事由以外の許認可の取得遅延が事業者のリスクとなります。
60	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	共通	物価変動	NO17	最近、資材などの物価上昇がかなり大きくなっています。PFIの場合、提案時から工事施工までかなりの時間があるため、提案段階から資材価格がかなり上昇することも予想されます。従いまして、施設引渡前の物価変動リスクを全て事業者の負担とするのは事業リスクが高くなると考えられます。引渡前の物価変動についても引き渡し後の物価変動リスクと同じようなリスク分担にできないでしょうか。	ご意見として承ります。
61	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	共通	物価変動	NO17 NO18	物価変動リスクについて一定範囲の具体的な数字のご提示をお願いします。	契約書(案)で示します。
62	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	共通	物価変動	NO18	施設供用開始後のインフレ・デフレに係るリスク負担について、一定範囲の物価変動は選定事業者となっていますが、市が想定する「一定範囲」について具体的にご教示願います。	契約書(案)で示します。
63	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	共通	不可抗力	No24	不可抗力による損害に係るリスク負担について、一定範囲の損害は選定事業者となっていますが、市が想定する「一定範囲」について、具体的にご教示願います。	契約書(案)で示します。
64	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	契約前	契約の未締結・遅延	No26	落札者の帰責事由による契約締結遅延等に係るリスク負担は選定事業者となっていますが、具体的に何をどのような内容で負担するのでしょうか。	それに伴い新たに発生する人件費や、その他合理的な範囲で損害賠償請求を行う可能性があります。
65	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	契約前	契約の未締結・遅延	NO27	議会の議決リスクは、事業者の責に帰する場合以外は、全て市側の負担として頂けないでしょうか。	議会の議決リスクは、その帰責事由によらず、それぞれがその損害を負担するものとします。

No	該当箇所						内容	回答
	資料名	頁	大	中	小	他		
66	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	契約前	契約の未 締結・遅延	NO27	議会の議決が得られなかったことによる契約未締結・遅延に係るリスク負担は市及び選定事業者となっていますが、選定事業者の帰責事由による場合のみ選定事業者がリスク負担すると理解してよろしいでしょうか。	No.65の回答をご参照下さい。
67	実施方針	23	別紙1 リスク分担表(案)	契約前	契約の未 締結・遅延	NO27	議会の議決が得られなかったことによる契約未締結・遅延に係るリスク負担において、市及び選定事業者は具体的にどのような内容(例えば、それまでに要した費用等)で負担するのでしょうか。	市及び事業者とも、それまでに要した人件費・諸経費等の損害を、それぞれが負担するものとします。
68	実施方針	24	別紙1 リスク分担表(案)	調査・設 計	計画・設 計・仕様変 更	NO31	昨今、建築確認申請の審査が非常に厳しくなっており、それに伴う着工の遅れが市場で見受けられます。本事業のスケジュールを見ますと、建築確認申請に時間を要した場合、施設の供用開始に影響が出てくる恐れがあります。その部分のリスクは、法令変更によるものとし、貴市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	事業者のリスクとなりますが、事業者に全く帰責事由がないにも関わらず当初の予定よりも大幅に確認申請に時間を要した場合には、協議とする予定です。
69	実施方針	25	別紙1 リスク分担表(案)	維持管 理・運営	需要変動	NO63	生徒数変動による食数変動リスクについては一定範囲の食数担保を貴市で実施することになっておりますが、近年の少子化により食数が年々減少することが予想されます。しかし、事業期間中の生徒減少数を予測することは困難と考えます。そのため、食数の減少に応じて、担保の一定範囲を数年毎に更新できるようにご検討願います。	今後の食数の変動予測については、現在の市内の人口からある程度の予測は可能であり、その予測は要求水準書(案)に示す予定です。なお、市は、一定の最低食数を設定し、それを下回るような食数となった場合は、協議によりサービス対価の見直しを行うことを想定しています。見直しの方法については、契約書(案)で示します。
70	実施方針	25	別紙1 リスク分担表(案)	維持管 理・運営	需要変動	No64	残滓の変動は、生徒数の変動に起因する増加も十分考えられます。生徒数変動が一定範囲以上となった場合は、市が負担すべきものと考えます。市のお考えをご教示願います。	残滓の変動については、一定範囲以上となった場合は、市が負担することを想定しています。詳細は、契約書(案)で示します。
71	実施方針	25	別紙1 リスク分担表(案)	維持管 理・運営	異物混入	NO69 NO70	異物混入リスクにおいて、「調理・配送業務」におけるリスクは事業者、「配膳室～生徒に供されるまで」は貴市のリスクになっておりますが、異物の混入がどこで起こったのか、判定するのが困難な事例が生じる事も考えられます。そのような場合のリスク分担の考え方をご教授ください。	契約書(案)で示します。
72	実施方針	25	別紙1 リスク分担表(案)	維持管 理・運営	配送の遅 延リスク	NO78	配送車両の交通事故による、配送遅延については事業者リスクになっておりますが、交通事故が事業者の過失に因らない場合については、貴市との協議にて対応させて頂く訳にはいかないでしょうか。	契約書(案)で示します。
73	実施方針	25	別紙1 リスク分担表(案)	維持管 理・運営	運搬費増 大リスク	No81	燃料費の高騰による運搬費の増大に係るリスク負担について、一定範囲の変動は選定事業者となっておりますが、「一定範囲」を具体的にご教示願います。	契約書(案)で示します。
74	実施方針	25	別紙1 リスク分担表(案)	維持管 理・運営	運搬費増 大リスク	No81	燃料費の高騰リスクについて、一定範囲の変動は事業者となっておりますが、一定範囲の具体的な数字をご提示願います。	契約書(案)で示します。
75	実施方針	25	別紙1 リスク分担表(案)	1			「施設利用者」とは、貴市の職員や見学者などをご想定でしょうか。具体的にご教示いただけますでしょうか。	職員や見学者、その他納入業者等、市の指示・事由により施設を利用したものを想定しています。
76	実施方針	28	別紙2 位置図及び敷地図				敷地が線路に面しておりますが、工事を行うに当たり建設企業に特別な資格・届けが必要でしょうか。	要求水準書(案)で示します。

No	該当箇所						内 容	回 答
	資料名	頁	大	中	小	他		
77	実施方針						本件に関して、フィナンシャル・アドバイザー(民間側)として参加させて頂く事は可能でしょうか？ 具体的には、本プロジェクトの収支シミュレーション作成、好条件を提示する金融団斡旋、スキーム組成、契約書内容の精査等です。	本参加資格要件は、SPCから業務を直接請け負う企業として、設計企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業が応募者の構成員として参加することを義務付けたものであり、その他の業務を実施する企業の参加については、応募者の判断により可能です。